



TIPLO News

2024 年 10 月号(J302)

このニュースレターは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースレターだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト www.tiplo.com.tw もぜひご活用ください。

今月のトピックス

- 01 知的財産局が「半導体製造設備の廃水処理と再生技術に関する特許動向研究」を発表し、業界の「グリーンへの移行」推進に協力
- 02 台湾の特許出願は「半導体」技術分野が主流
- 03 知的財産局、専利法の一部改正法律案を公告
- 04 SEMI と経済部が産学官と連携してシリコンフォトニクス産業連盟を発足、台湾半導体を持続的な競争優位と発展に導く

台湾ハイテク産業情報

- 01 工研院が PSMC と提携して MOSAIC 3D AI チップを開発

台湾知的財産権関連の判決例

01 商標権

商標のパロディとは、大衆に知られている商標を模倣、嘲笑またはからかいの対象とし、原作の趣旨を伝達するとともに、原作と違ったユーモア、皮肉的または批判的等娯楽性のある模倣作を指し、大衆にすぐ模倣作の商標が原作と関係ないことを理解させなければならないほか、消費者の混同を招くことになるかについても考慮しなければならない。

今月のトピックス

J240925Y1

01 知的財産局が「半導体製造設備の廃水処理と再生技術に関する特許動向研究」を発表し、業界の「グリーンへの移行」推進に協力

ハイテク産業の用水に関する用水供給戦略と廃水処理技術が益々注目されており、経済部知的財産局は、国内半導体産業が水資源管理を着実にを行うために廃水回収及び水資源再生に関する技術の開発に力を入れていることに鑑み、2024年9月25日に「半導体製造設備の廃水処理と再生技術に関する特許動向研究」プロジェクト報告書を発表した。同報告書では、半導体の廃水処理分野におけるキーテクノロジーと特許動向が検討され、業界がグリーンへの移行（Green Transition）、循環経済（Circular Economy）、ESGの発展、2050年ゼロエミッションを推進するために参考となる重要な根拠を提供している。

知的財産局によると、廃水回収及び水資源再生に関する技術を通じて、世界の半導体産業は水資源の持続可能な発展において大きく前進しているという。台湾は世界における半導体部品の主要生産国として、整備された産業チェーンと技術の基盤を有しており、関連の研究成果は米国、日本、欧州等の先進国に比べて遜色がない。台湾の学術研究機関（例えば、工業技術研究院）や半導体関連産業（例えば、台湾積体電路（TSMC）、兆聯実業（Mega Union）等）は積極的に廃水回収及び水資源再生に関する技術の研究を行っており、天然の水資源に対する依存を減らし、さらには経済的利益を創出し、循環経済の発展をより一層推進している。

報告書によると、世界において、ここ60年に半導体産業による「廃水回収及び水資源再生」技術に関する特許出願件数は急成長を遂げた後に安定成長するという傾向がみられており、それを萌芽期（1970～1997年）、成長期（1997～2011年）、減速・微減期（2012～2014年）、回復・再成長期（2015～2018年）、飽和・安定成長期（2019～2023年）の5段階に大きく分けることができるという。

産業についてみると、各国の産業形態はそれぞれ異なり、欧米、日本等の先進国には長い歴史を持つ大型電器、浄水設備又は関連材料のメーカーがあり、比較的早い時期（1970年前後）から研究開発に取り組んでおり、学術・研究機関や小規模の企業は比較的少ない。世界の出願人トップ20をみると、日本国籍の出願人が60%を占め、いずれも有名なグローバル企業であり、その出願件数は今もなお目を引くものがある。中国はスタートが遅かった（1997年前後）ものの、国策としての奨励や補助により、小規模の企業又はスタートアップ企業が雨後の筍の如く大量に現れ、中国のこの分野における技術の特許出願件数は後発ながら他者を追い上げている。

わが国は半導体の製造大国として、整備された産業チェーンと優れた企業文化を有しており、また近年はESG、持続可能な発展、循環経済等のテーマが重視されており、国内の半導体大手はいずれも廃棄物の回収や再生又は再利用の実行やその技術の研究に尽力しており、廃水回収及び水資源再生に関する技術も当然ながらその重点項目の一つであるため、台湾の発展モデルは、半導体大手の主導で、国内の関連企業や学術・研究機関とそれらの技術を共同研究開

発するというものであり、一定の成果をあげているということは、注目するに値する。

この報告書では最後に、半導体の廃水処理に係るキーテクノロジーについて分析して、以下のように述べている。該技術は通常単一の技術を使用するものではなく、技術の組合せを利用して、廃水処理及び水資源再生という成果を達成するものである。該技術は反応の形態により物理処理、化学処理、及び生物処理等に大きく分けられる。その中で物理処理又は化学処理の技術は比較的早くに発展し、投入する機関や特許出願件数は多く、技術の発展は成熟している。現在は、逆浸透法、精密ろ過／限外ろ過／ナノろ過法及び促進酸化法、凝集沈殿法、又はイオン交換法が主流の技術となっている。生物処理については、主に微生物の特性を利用して廃水中の汚染物質を無害な物質に分解するというもので、大規模かつ低コストで廃水を処理できるという特性があり、極めて高い経済価値を有するため、世界の関連大手企業にとって研究開発の重点項目の一つであり、活性汚泥法又は膜分離活性汚泥法(メンブレンバイオリアクター)が主流となっている。処理システムの「制御、管制又は検知」の構築については、将来人工知能(AI)技術とその応用が成熟してから、その重要性がさらに増し、特許出願件数の増加が予測され、今後の発展は注目するに値する。

国際市場における半導体製品の需要は拡大し続けており、企業は持続可能な発展を実現すると同時に、グリーン技術の革新を通じて競争力を強化して、2050年ネットゼロ移行を実現していかなければならない。(2024年9月)

J240916Y1

02 台湾の特許出願は「半導体」技術分野が主流

經濟部統計処は2024年9月16日付ニュースリリースにて次のように発表した。

1. 2023年は特許出願が専利全体の7割超

各国政府による専利^{*}制度確立の目的は、民衆が発明に従事することを奨励し、発明者の権利を保護し、専利権者と民衆が合法的で適切な方法で発明を利用するように指導して、産業の発展を促進することにある(訳注※「専利」には特許、実用新案、意匠が含まれる)。近年の新規専利出願についてみると、2020年にコロナ禍の打撃を受け、世界経済活動が冷え込み、台湾では新規専利出願が約7万2000件にまで減少し、前年比で3.2%減少した。その後、年成長率は小幅に変動し、2023年には0.8%の微増、2024年1~7月も0.2%の微増となった。専利の種類別にみると、特許が最も多く、2023年には初めて専利全体に占める比率は7割を突破した。2024年1~7月に特許はやや低下して69.4%を占め、実用新案、意匠の比率はそれぞれ20.3%、10.3%となった。

2. 台湾の特許出願は「半導体」分野が首位

2022年特許出願の技術分野トップ3は「半導体」(特許出願全体の14.5%)、「コンピュータ技術」(同9.0%)、「電気機械、電気装置、電気エネルギー」(同6.1%)であり、いずれもわが国の製造業において優位性を有する分野である。とくに「半導体」分野は2020年から3.6ポイント上昇しており、最大の上げ幅となっている。さらに出願人の国籍別にみると、内国人の出願分野トップ3は多い順に「半導体」、「コンピュータ技術」、「電気機械、電気装置、電気エネ

ルギー」であり、外国籍出願人のうち、日本、米国、中国、韓国はいずれも「半導体」が最も多く、さらに日本は「高分子化学」、米国は「医薬品」の分野が突出している。

3. 台湾における特許出願は、外国人出願人が全体の6割超

特許出願の出願人を国籍別にみると、以前から外国人出願人が多く、内国人と外国人の割合は約4:6となっている。2024年1~7月の外国人出願は特許出願全体の61.8%を占め、そのうち日本は25.0%で首位を占め、米国13.4%がそれに次ぎ、中国と韓国はそれぞれ6.6%、6.0%で、3位、4位を占めた。

4. 近年、内国人（自然人）による新規特許出願のうち女性の割合は11~13%

特許（発明）は技術思想の創作であり、人材の専門分野における背景と密接に関連している。かつ特許の大部分の創作は科学技術分野に属するもので、専門知識は理工方面が主であり、科学技術分野の教育を受ける台湾人の男性は女性より多く、従業員の男女比に影響している可能性があり、近年内国人（自然人）による新規特許出願のうち男性の割合は8割を超えているのに対して、女性の割合は11%~13%であった。（2024年9月）

J240911Y1

03 知的財産局、専利法の一部改正法律案を公告

専利法は1944年5月29日制定公布、1949年1月1日の施行以来、15回にわたる改正を経ており、直近の改正は2022年5月4日公布、2022年7月1日施行である。

新興デジタル産業が急速に発展し、デジタル技術を用いた画像デザインが多様化するのに伴い、国際的な意匠保護の動向も踏まえ、またわが国の産業界の実務的なニーズを考慮して、この度、産業が必要とする意匠制度を改正する。また、わが国の歴年の司法実務の見解を参酌して、真の専利を受ける権利を有する者（真の権利者）が権利を取り戻すための救済ルートを民事ルートに改正するとともに、関連措置も整える。「専利法」の一部条文改正案は計20条（新設2条、改正17条、削除1条）であり、その改正の主な内容は以下の通りである。

一、デジタル技術を用いた画像デザインを意匠保護の対象に

画像デザインは「物品」に応用しなければならないという制限を緩和し、その実施行為を明確化するとともに、それに合わせて出願及びその権利の範囲も改正する（改正条文第121条、第124条、第136条）

二、「複数意匠一括出願」制度の導入

ハーグ協定、欧州連盟（EU）、米国等の海外の動向を参考として、「複数意匠一括出願」制度を導入し、その訂正、無効審判請求等の関連規定を合わせて改正する。（改正条文第127条、第129条、第139条、第140条、第141条の1）

三、意匠のグレースピリオドを12カ月に延長

意匠のグレースピリオド（新規性喪失の例外期間）を現行の6カ月から12カ月に延長する。（改正条文第122条、第142条）

四、出願の分割できる時期を意匠登録査定後も可に

意匠登録出願を分割できる時期を、現行の「原出願の再審査査定前」以外に、「原出願の初審査登録査定書又は再審査登録査定書の送達後3カ月以内」も分

割できるように緩和し、それに合わせて登録できない事由と無効審判請求事由も調整する。(改正条文第 130 条、第 134 条、第 141 条)

五、真の権利者がその専利を受ける権利又は専利権を取り戻す救済ルート

専利を受ける権利(専利出願権)又は専利権の帰属に係る争議において、実質上、専利所管機関が裁判所のようにその事実証拠を調査することは困難であり、その争議を効果的に解決することが難しいため、それを無効審判請求事由から削除し、民事ルートで争議を解決しなければならないことを定め、関連規定を新設する。(改正条文第 10 条、第 35 条、第 59 条、第 69 条、第 71 条、第 119 条、第 140 条及び第 141 条)

六、経過規定を新設

新旧の法律の移行のための経過規定を定める。同規定には、改正前に未審決の無効審判請求は新法施行後に取下げと見なすこと、意匠のグレースピリオドの延長(12 ヶ月)、「複数意匠一括出願」制度の導入、及び分割できる時期の緩和(登録査定書送達後 3 ヶ月以内であれば分割可)の規定について、それらの出願の処理原則等を盛り込む。(改正条文第 157 条の 5)

(2024 年 9 月)

J240903Y5

04 SEMI と経済部が産学官と連携してシリコンフォトニクス産業連盟を発足、台湾半導体を持続的な競争優位と発展に導く

世界の半導体産業及び AI 産業の急速な発展と技術革新に伴い、国際半導体製造装置材料協会 (SEMI) は 2024 年 9 月 3 日に産学官と連携して「シリコンフォトニクス産業連盟 (SEMI Silicon Photonics Industry Alliance, SiPhIA)」を発足させた。これによりシリコンフォトニクス技術の発展と応用を促進し、産業チェーンの提携を強化することで、台湾の世界半導体市場における競争力と重要性をさらに高める。

シリコンフォトニクス技術は、高速、広帯域、低消費電力という優位性を有し、将来データセンターとのデータ伝送のボトルネックを解決するキーテクノロジーの一つであり、世界の低炭素・省エネという流れに応えるもので、未来の世界半導体産業においてホットな技術になるとみられている。

AI 時代の到来を迎えるため、世界各国は関連の研究開発と産業戦略に力を入れている。台湾がシリコン産業においてすでに整備された産業チェーンと技術を確立して世界をリードしており、また万全な知的財産の保障を有していることは、台湾シリコンフォトニクス産業が発展するための優れた基盤となる。今後経済部は産学官と連携して「シリコンフォトニクス産業連盟」を推進し、台湾シリコンフォトニクスクラスターの生態系を構築していく。半導体はわが国が重点的に発展させようとしている「五大信頼産業」の一つであり、連盟の発足を通じて、台湾積体回路 (TSMC) や日月光半導体 (ASE) 等の大手企業が中心となることで、業界の共通認識をより一層凝集させ、キーテクノロジーの開発や商業化を推進し、シリコンフォトニクス産業の産業チェーンに参加する企業を発展させ、台湾経済に新たな活力を注ぎ込むことができる。(2024 年 9 月)

台湾ハイテク産業情報

J240905Y5

01 工研院が PSMC と提携して MOSAIC 3D AI チップを開発

毎年恒例の盛大なイベント「2024 SEMICON TAIWAN」が、2024年9月4日に開催され、「經濟部産業技術司主題館」(テーマパビリオン)において、工研院は45項の先進テクノロジーを一気に展示した。その内の、今回 PSMC(力積電)と協力して発表した、生成 AI アプリケーション向けに開発した世界初のモザイク 3D AI チップ(Memory-cube Operability in a Stacked AI Chip ; MOSAIC)は、2024 R&D100 大賞を受賞しただけでなく、更に、需給が逼迫している高帯域幅メモリ(High Bandwidth Memory ; HBM)を志向し、AI 産業に高い効率、柔軟性、高いコストパフォーマンスの代替ソリューションを提供するものとする。

PSMC 副総経理兼技術長である張守仁氏は、次のように述べた。現在、HBM メモリは AI アプリケーションの第一選択肢であるが、AI による技術アプリケーション革命を推進する潮流に乗って、数多くのテクノロジー業者も積極的に代替ソリューションを模索している。よって、エネルギー消費や放熱、単価などこれらの面に応用できる最良の代替ソリューションを提供することが期待されている。今回、工研院と提携して開発した MOSAIC 3D AI チップは、ウエハレベルメモリ+ロジックスタッキングソリューションの採用により、メモリとコンピューティングコア間の伝送距離を大幅に短縮し、データ伝送帯域幅を大幅に広げているので、高性能、低コスト、拡張性、カスタマイズなどのメリットがあり、特に共同で開発した世界一の 3D チップ積層ワンストップ(Total Solution)サービスは、グローバルなチップ大手の注目を集めているとのことである。(2024年9月)

台湾知的財産権関連の判決例

01 商標権

■ 判決分類：商標権

- I 商標のパロディとは、大衆に知られている商標を模倣、嘲笑またはからかいの対象とし、原作の趣旨を伝達するとともに、原作と違ったユーモア、皮肉的または批判的等娯楽性のある模倣作を指し、大衆にすぐ模倣作の商標が原作と関係ないことを理解させなければならないほか、消費者の混同を招くことになるかについても考慮しなければならない。

II 判決内容の要約

台北地方裁判所刑事判決

【裁判番号】111 年度智易字第 14 号

【裁判期日】2024 年 03 月 13 日

【裁判事由】商標法違反

公訴人 台湾台北地方檢察署檢察官
被告人 黃克誠
被告人 顏伯修
上二名の選任弁護士 高嘉甫弁護士

上記被告人等による商標法違反の件について、檢察官により公訴が提起され（台湾台北地方檢察署 110 年度偵字第 35299 号）及び書簡で併せて審理するよう申立てがあったので（台湾台北地方檢察署 112 年度偵字第 37834 号）、本裁判所は以下のとおり判決を下す。

主文

黃克誠は商標法第 95 条第 3 号の商標権侵害罪を犯したので、6 か月の懲役に処し、罰金に換える場合、1 日あたり 1,000 台湾ドルで換算する。
顏伯修は商標法第 97 条の商標権侵害商品販売罪を犯したので、5 か月の懲役に処し、罰金に換える場合、1 日あたり 1,000 台湾ドルで換算する。
付表のすべての押収物品は没収し、本件において押収されなかった顏伯修の不当利得 43,110 台湾ドルを追徴する。

台北地方裁判所刑事付帯民事訴訟判決
【裁判番号】 112 年度智附民字第 7 号
【裁判期日】 2024 年 03 月 13 日
【裁判事由】 違反商標法付帯民訴

原告 イギリス企業・布拜里公司（Burberry Limited）

法定代理人 Edward Charles Rash

上二名

送達受取人 楊代華弁護士

訴訟代理人 楊代華弁護士

高訢慈弁護士

呂彥禎弁護士

被告 米斯美客股份有限公司

兼法定代理人 黃克誠

被告 顏伯修

上記被告等による本裁判所 111 年度智易字第 14 号商標法違反の件について、原告が付帯民事訴訟を提起して損害賠償を請求したので、本裁判所は 2024 年 1 月 17 日に口頭弁論を終了し、以下のとおり判決を下す。

主文：原告の訴えを棄却する。

一 事実要約

顏伯修及び黃克誠二人はそれぞれ米斯美客会社の董事長と監察人であり、黃克誠はそのデザインした衣服、スーツケース等商品に係争商標に類似する図案を使用したうえ、それ等の商品を被告顏伯修に出荷した。被告顏伯修は米斯美客会社が経営する「MF 旗艦店」、及びアカウント「MFSHOPEE 売場」（ID：

mfofficial.) の SHOPEE オンラインショッピングサイトウェブページで、市場の不特定の消費者に向けて係争模倣商品を陳列して販売していた。警察当局は裁判所により下付された捜索令状をもって「MF 旗艦店」及び米斯美客公司電子商取引及び出入荷部門、堅仕徳創意設計有限公司設計部門の共同営業場所を捜索し、前後係争模倣商品計 246 点押収した。

二 双方当事者の請求内容

(一) 原告の主張

1. 被告に連帯賠償 5,895,000 台湾ドル及び利息を請求する。
2. 被告による模倣商品の販売を禁止する。
3. 押収された模倣商品 246 点を廃棄する。

(二) 被告の答弁主張

原告の訴えを棄却する。

三 本件の争点

(一) 刑事判決

被告が「パロディ」を商標権侵害の抗弁とすることには理由があるか？

(二) 民事判決

1. 被告は原告の商標権を侵害したか？
2. 原告の損害賠償請求権は時効が完成しているか？
3. 原告による販売禁止及び模倣品廃棄の請求には理由があるか？

四 判決理由の要約

(一) 刑事判決

1. 商標法におけるいわゆる「関連消費者に誤認混同を生じさせるおそれがある」とは、行為者の商標が関連消費者にその表彰している商品または製造主体について誤認混同を生じさせるおそれがあることを指す。言い換えれば、行為者の商標が登録商標と同一または類似であるため、関連消費者に同一の商標と誤認させる、または、両商標が同一の商標だと誤認させないとしても、両商標の商品/役務が同一の出所のシリーズ商品/役務だと誤認させる可能性が極めて高い、または、両商標の使用者の間に関連企業、許諾関係、フランチャイズ関係、その他類似の関係があると誤認させることを指す。

2. 学理上いわゆる商標の「パロディ」は、言論、表現及び芸術の自由に対する尊重に基づき、商標権に合理的な制限を与えるものである。但し、商標権は商標権者の利益と消費者の誤認混同を避けるという公共利益に関わるものなので、「商標のパロディ」を容認する前には、著名商標を模倣した商標がユーモア、皮肉または批判等の娯楽性を有しているものでなければならず、並びに対比/矛盾のメッセージを伝えるとともに、「混同を避ける公共利益」及び「自由に表現する公共利益」をもってその兼ね合いを考慮しなければならない（知的財産裁判所 103 年度刑智上易字第 63 号判決趣旨を参照）。

3. なお、パロディまたはジョークはその国の言語、文化、社会的背景、生活経

験、歴史等と密接に関係しており、本国人は外国人がよく言うジョークの文字通りの意味は理解できても、ユーモアの意味合いまでは理解できないことがある。それにパロディまたはジョークに含まれるユーモアの要素は、聞き手が笑えるポイントを理解するために一定の推理や思考の過程を経る必要がある。商標図形が関連消費者に誤認混同させるおそれがあるかどうかは、関連消費者が商標図形を見た瞬間に即座に反応し（あまり推理や思考をせずに）、他の商品又は役務の出所と同一又は関連する印象を与えるかどうかで判断されることが多い。よって、米国の MOB 事件の判決では、「オリジナル作品との関連性がないことを明確に伝えている」且つ「消費者が直ちにパロディであることがわかる」という基準を満たさなければならないと述べており、これは知的財産裁判所 108 年度民商上字第 5 号判決趣旨を参照することができる。

4.上記判決を参照すると、商標の使用がパロディに当たると主張するためには、一般公衆に既に知られている商標を模倣、嘲笑、からかいの対象としなければならない、これは原著作物の趣旨、及び原作と異なるユーモア、風刺、批判等娯楽性のあるパロディであることを同時に伝え、両者同時に対比のメッセージを生じ、大衆に直ちにパロディの商標は嘲笑するためのものであり、原作とは無関係であることを理解させるものである。ほかに、商標の使用がパロディに当たると判断するために、消費者の混同を招くかどうかと、模倣者の自由表現権の保障という二つの公共利益の衡平を考慮しなければならない。

5.経済部知的財産局が鑑定したところ、知的財産局は本件商品上の表示を、前記の商標権者の登録商標と比較したところ、全体の文言や構成デザインが類似しているため、通常の知識と経験を有する消費者が取引きをする際に、通常の注意を払った場合、これらの商標が同一の出所のもの、または異なっているが関連のある出所のものだと誤認する可能性があるため、これは類似商標を構成し、且つ使用する商品及び役務が同一または類似すると、関連消費者がこれらの商標の商品または役務も同一の出所のもの、またはこれらの商標の使用の間に許諾、フランチャイズまたはその他類似の関係があると誤認する可能性があり、関連消費者に誤認混同させる可能性があるとして認定した。

6.商標権者の商標は、国際及び国内市場において、長年にわたって運用されており、相当な名声があり、関連販売ルートを通じて、関連消費者の当該商標図形に対する印象も絶えず強化して深めており、関連消費者に広く知られおり、高い識別性があり、各当該商品の一定の品質又は信用の保証を十分に表彰しているため、これをもって他人の商品と区別することができるので、いずれの関連消費者にも商品の出所を識別する重要な標識とみなされている。よってその商品の知名度も、一般消費者によく知られているレベルに達している。一般社会通念及び市場取引の状況によると、通常知識経験を有する関連消費者は、付表番号 1 から番号 8 の本件押収商品の外観写真だけで、それぞれ異なる時点異なる地点に隔離して、全体的に観察した結果、直ちに本件商品と付表番号 1 から番号 8 の商標権者が製造販売している商品と、同一の出所のシリーズ商品である、または関連関係、許諾関係、フランチャイズ関係、またはその他類似関係があるとの印象を生じているため、誤認混合のおそれがある。

7. 被告二名の行為は、付表番号 1 から番号 8 の商標権者が長年にわたって運用している商標から生じた波及効果を利用して、自己の商品の販売促進を図る営利を目的とした便乗行為であり、「ユーモア、皮肉的または批判的等娯楽性があり、並びに対比/矛盾のメッセージを伝えるとともに、文化的貢献または社会的価値があり、商標権の保護を犠牲する必要性がある」等の事情があるとは認め難く、パロディの要件は満していない。

8. 以上をまとめると、被告二名の抗弁は採用することができない。本件の事実証拠は明確であり、被告二名の犯行を十分に認定できるので、法に従って刑罰を論じるべきである。

(二) 民事判決

1. 被告は原告の商標権を侵害した。

被告による模倣品の陳列、販売行為は、裁判官によって刑事判決で事実証拠が明確であると認定され、被告黄克誠も商標法第 95 条第 3 号の商標権侵害罪を犯したとして処罰された。よって、原告が被告等に前記商標権を侵害した事実があると主張し、被告等に対して連帯して損害賠償責任を負うべきだと請求したことは根拠があることである。

2. 原告の損害賠償請求権は時効が完成している。

(1) 不法行為によって生じた損害賠償の請求権は、請求権者が損害及び賠償義務者を知った時から起算して 2 年間行使しないとき消滅する。不法行為の時から起算して 10 年を経過したときもまた同じである。これは民法第 197 条第 1 項により明文で規定されている。また、時効が完成した後に、債務者は給付を拒否することができる。これは民法第 144 条第 1 項により明文で規定されている。不法行為によって生じた損害賠償の請求権の消滅時効は、請求権者が損害及び賠償義務者を知った時から起算すべきであり、賠償義務者が不法行為により犯罪行為を構成し、検察官によって起訴された、または裁判所によって有罪と判決されたことを知った時から起算するのではない。

(2) 内政部警政署保安警察第二総隊は市民が「MFSHOPEE 売場」(アカウント: mfofficial.) から係争商標を模倣した被疑侵害品の証拠物を購入し、当該総隊に告発した後、当該総隊がそれ等の証拠物を原告に送り、模倣品に間違いのないとの確認を得たので、2021 年 5 月 11 日午後 12 時 45 分頃、上記「MF 旗艦店」、及び同日午後 2 時 37 分頃、被告米斯美客公司電子商取引及び出入荷部門、堅仕德創意設計有限公司設計部門の共同営業場所で、前後係争模倣商品 246 点を押収した。原告が鑑定したところ、係争模倣商品 246 点は商標権を侵害する商品であると十分に認定できた。原告は 2021 年 5 月 11 日に警察当局が捜索を行った際に、すでに係争商標権が侵害された、賠償義務者が誰かを知っている状態だった。これは原告代理人が上記 2021 年 3 月 25 日付公文書において、商標権者は当該 SHOPEE 売場アカウント「mfofficial.」及び MF 旗艦店の登録者または実際の使用者に対して告訴を提起せず、貴機関(即ち内政部警政署保安警察第二総隊)で職権により処理いただくようお願いする、と明記していることから証明できる。しかし、原告は 2023 年 10 月 18 日になってはじめて書状をもって本裁判所に本件刑事付帯民事訴訟を提起したので、原告の本件

損害賠償請求はあきらかに2年の消滅時効が完成しており、被告が本件の提出時効がすでに消滅したと抗弁し、給付を拒否したことには根拠がある。

3.原告による販売禁止及び模倣品廃棄の請求には理由がない。

係争模倣商品計 246 点は内政部警政署保安警察第二総隊に押収された後、本裁判所により 111 年度智易字第 14 号刑事判決で没収を通知したので、被告等はいくらも本件にかかわる係争模倣商品を継続して保有したり、処分することができない。よって、係争模倣商品計 246 点を廃棄すべきであり、且つ被告等も継続して係争模倣商品を販売してはならないとの原告による声明は、あきらかに権利保護の必要性を欠いているので、棄却すべきである。



TIPLO 台湾國際專利法律事務所
Attorneys-at-Law Taiwan International Patent & Law Office

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号
偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

記事提供：TIPLO Attorneys-at-Law 台湾國際專利法律事務所

© 2024 TIPLO, All Rights Reserved.